

共 済 組 合 公 報	第 5 4 2 号	長野市権堂町 2 2 0 1 番地 長野県市町村職員共済組合 電話 0 2 6 ( 2 1 7 ) 5 6 0 0
-------------	-----------	---

目 次	
○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について .....	1
○ 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について .....	2
○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について .....	3

公告第 11 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、令和 4 年 9 月 26 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和 4 年 9 月 26 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 竹 節 義 孝

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 33 条第 1 項中「、一般組合員」の次に「、短期組合員」を、「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加え、同条第 2 項中「第 8 項」を「第 10 項」に改め、同条中第 8 項を第 10 項とし、第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、同条第 5 項中「被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する被保険者をいう。）」を「被保険者等（法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）」に、「及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員」を「（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

第33条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。

第34条中「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加える。

第38条中「任意継続組合員を除く。第39条第2号及び第3号において同じ。」を「短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員を除く。」に改める。

第39条第2号中「組合員」の次に「(任意継続組合員を除く。次号において同じ。)」を加える。

第40条第1項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員						
短期組合員	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の
市町村長組合員	47.50	8.79	2.12	47.50	8.79	2.12
特定消防組合員						
長期組合員						
後期高齢者等短期組合員	1,000分の	—	—	1,000分の	—	—
市町村長長期組合員	2.35			2.35		

#### 附 則

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

#### 公告第12号

#### 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、令和4年9月26日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和4年9月26日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 竹節義孝

## 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条第 1 号中「組合員種別異動報告書」の次に「又は様式第 1 号の 2 による組合員適用区分変更届」を加える。

様式第 1 号（第 5 条関係）、様式第 2 号（第 5 条関係）、様式第 3 号（第 5 条関係）及び様式第 5 号（第 28 条関係）を次のように改め、様式第 1 号（第 5 条関係）の次に次の様式を加える。

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）

様式第 1 号（第 5 条関係）省略

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）省略

様式第 2 号（第 5 条関係）省略

様式第 3 号（第 5 条関係）省略

様式第 5 号（第 28 条関係）省略

附 則

この変更は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

公告第 13 号

## 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、令和 4 年 9 月 26 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和 4 年 9 月 26 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 竹 節 義 孝

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 46 年制定）の一部を次のように改正する。  
第 5 条第 1 項第 1 号中「給与で」を「ものとして」に、「掲げる給与」を「定める

もの」に改め、同号ハ中「第2条第5号」を「第2条第1項第6号及び第7号」に、「給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与」を「報酬（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する報酬をいう。）」に改める。

様式第1号から第1号の3までを次のように改める。

様式第1号（第8条関係）省略

様式第1号の2（第8条関係）省略

様式第1号の3（第8条関係）省略

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。